

## 積立定期預金規定

### 1. (預入れの期限等)

- (1) この預金は、証書面記載の満期日の1か月前まで、契約金額の預入れができます。
- (2) この預金の預入れは毎月の積立額および増額分積立額を一定額とします。預入れのときは必ず証書を持参してください。
- (3) この預金は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れができます。

### 2. (預金の支払時期等)

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

### 3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

### 4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入現在におけるその期間に応じた当行所定の自由金利型定期預金(M型)利率によって計算します。ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日を定めその計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上ある預入金額については、預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じた当行所定の自由金利型定期預金(M型)利率によって利息を計算のうえ元金に組入れます。利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日(すでに預入れられている金額については変更日以後の利息計算日)から適用します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。満期日前に解約する場合の利息は、預入金額ごとに預入日(利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。
  - ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率
  - ② 6か月以上3年未満 預入日から解約日まで、自由金利型定期預金(M型)に預入した場合に適用する預入日における当行所定の利率×70%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 5. (解約)

この預金を解約するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。

### 6. (口座の閉鎖)

通帳取引に関し、前月末口座残高0円の期間が6か月経過後の1．4．7．10月の  
第2日曜日に、当該通帳の預金口座を閉鎖します。なお、口座閉鎖に関する通知は行いません。

以 上